

新しい生活様式への対応した住宅リフォーム工事を行う方に
工事費の1 / 2、最大20万円を補助します！

『島田市新しい生活様式住宅リフォーム支援事業』の実施

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下することが懸念される市民の住宅への投資意欲を喚起し、市内経済の活性化を図るとともに、新しい生活様式に対応した住まいづくりを推進するため、市内の住宅について新しい生活様式に対応したリフォーム等工事を行う者に補助金を交付する。

2. 補助対象者

リフォーム等工事を行う者で以下の全てに該当する方

- ① 本市に住所を有する者(実績報告書提出時に本市に転入し居住する者を含む。)
- ② 申請時に市内に住所を有する交付対象者等に係る市税等の滞納がない者

3. 補助対象工事

- ・裏面の「新しい生活様式の取り組み工事」を実施する住宅リフォーム工事
 - ・リフォーム等工事の実施にあたり、特定建設業者と工事請負契約を締結し施工する工事
 - ・令和3年4月1日以降に着手する工事
 - ・昭和56年6月1日以後に建築された住宅等を行う工事
 - ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅等の場合は、木造住宅耐震補強助成事業を実施又はリフォーム工事と同時に改修を行う住宅等を行う工事
- ※ **すでに着工されている工事や完了している工事は対象になりません。**

4. 補助金の額

補助対象工事費の **1/2** かつ **上限 20 万円**

5. 補助金の申請

●申請受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※予算の範囲内で実施しますので上記期間以前に終了する場合があります。

●申請方法

必要書類を揃えて島田市都市基盤部建築住宅課窓口に提出してください。

※プラザおおるり東棟1階 建築住宅課住宅管理係 TEL36-7197

※土・日・祝日を除く 8:30～17:15

新しい生活様式の取り組み工事

◎住宅内にウイルスを持ち込まないための工事

- 宅配ボックスを設置する工事
- モニター付きインターホンを設置する工事
- タッチレス玄関ドアを設置又は改修する工事
- タッチレス水栓器具を設置する工事
- 玄関脇手洗い器を設置する工事

◎住宅内の感染拡大を防止するための工事

- 通風式玄関ドア等を設置する工事
- 居室の換気のため換気設備（換気機能付きエアコンディショナーを含む。）を新設し、又は交換する工事
- 洗面台、トイレ又はシャワールームを追加する工事
- 洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事
- 内装材、手すり、衛生器具等を抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事
- 網戸を新設する工事
- 窓を新設する工事
- 密を回避するため間仕切壁又は居室を増設する工事

◎テレワーク等に対応するための工事

- 居室の防音性を高めるために、天井、床、間仕切り等に吸音材を充填し、又は防音パネル等を付加する工事
- ワークスペースを設置する工事
- コンセント又はLANを増設する工事

※上記以外でも「新しい生活様式の取り組み」と認められる工事も対象となります。